

2015年
7月号

トピックス I. インド会社法 – 非公開会社に関する規制緩和
II. インドネシアルピア使用義務の例外

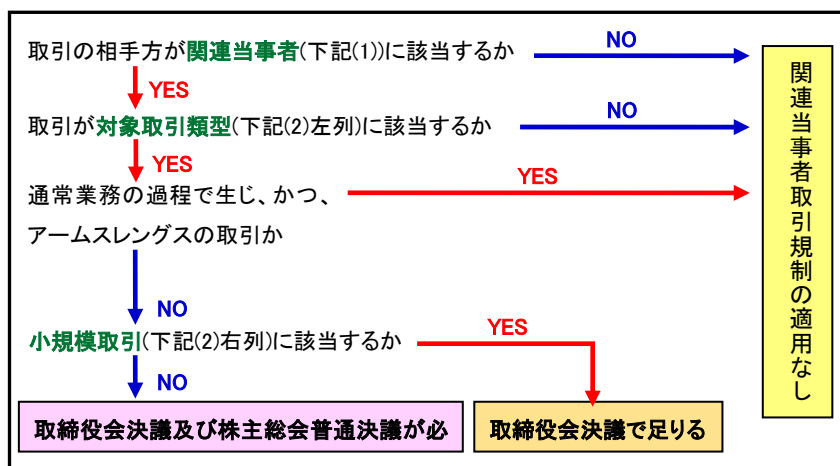
コラム シンガポール新会社法(連載第2回): 会社の種類

I. インド会社法 – 非公開会社に関する規制緩和 執筆者: 久保光太郎、桑形直邦、鈴木多恵子

2013 年会社法に関しては、2014 年 4 月に大部分が施行された後、当局から多数の告示が出されており、規制緩和とともに解釈の明確化が図られています。今回は、非公開会社に関して規制を緩和する企業省告示(2015 年 6 月 5 日施行。以下「本告示」といいます。)¹を中心に、特に関心が高い論点を解説します。

1. 関連当事者取引規制の緩和

関連当事者取引とは、会社に一定の影響を及ぼしうる関係にある者(「関連当事者」と会社との間における資産の移転、役員提供等の取引をいいます。会社法上、関連当事者取引を実施する場合、会社の利益が損なわれることのないよう、開示義務や株主総会決議等の手続的要件が課されています。その適用の判断基準及び要件は以下の通りです。



(1) 関連当事者の範囲(インド 2013 年会社法 2(76))

①	取締役又はその親族
②	主要経営責任者又はその親族
③	取締役、マネージャー又はその親族がパートナーである団体
④	取締役又はマネージャーが株主又は取締役である非公開会社
⑤	取締役若しくはマネージャーが取締役であり、かつ当該取締役若しくはマネージャーがその親族と合わせて払込資本の 2%超の株式を保有する公開会社(通達による修正)
⑥	その取締役会、マネージング・ディレクター又はマネージャーが取締役又はマネージャーの助言、指示若しくは指図に従い活動している法人
⑦	その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役又はマネージャーが活動している場合における当該者
⑧	親会社、子会社若しくは関連会社、又は親会社の別の子会社
⑨	その他施行規則等で別に定める者(親会社、子会社又は関連会社の取締役又は主要経営責任者又はその親族)

最近の動向としては、親会社と完全子会社間の取引(上記⑧の類型)に関して、2015 年改正会社法は、会計上連結関係にあり連結財務諸表が株主総会で承認される親会社と完全子会社間の取引については、株主総会の決議を経る必要がないこととしました²。

さらに、本告示は、非公開会社については、上記⑧の要件を関連当事者の範囲から除外しました。これにより、日本の親会社とインド現法との間の取引は、インド現法が非公開会社であり、かつ、上記⑦等の他の要件に該当しない限り、関連当事者取引規制の適用対象から外れることが明確になりました。

(2) 対象取引と除外類型(188 条(1)及び同取締役会施行規則)

関連当事者取引の規制対象となる取引類型は法定されていますが、業務の通常過程において行われた取引、かつ、アームズレングスにある取引については適用除外とされています。また、一定の小規模取引については、会社への影響が典型的に小さいものとして(株主総会決議を要さず)取締役会決議のみで足りるとされています(詳しくは下表参照)³。

対象取引類型	小規模取引
(a) 商品の販売、購入又は供給	売上高の 10%又は 10 億ルピーのいずれか小さい方以下の取引
(b) 資産の譲渡その他の処分又は譲受	純資産の 10%又は 10 億ルピーのいずれか小さい方以下の取引
(c) 資産の賃貸	売上高又は純資産の 10%又は 10 億ルピーのいずれか小さい方以下の取引
(d) サービスの利用又は提供	売上高の 10%又は 5 億ルピーのいずれか小さい方以下の取引
(e) 商品等の販売等に関する代理人の選任	((a)~(d)の類型に依る)
(f) 会社、子会社又は関連会社における役職等への選任	月額報酬が 25 万ルピー以下の場合
(g) 会社の有価証券等の引受	純資産の 1%以下の場合

(3) 規制が適用される場合の義務

関連当事者取引規制の適用がある取引については、(前述の小規模取引を除き)取締役会決議に加え株主総会の普通決議が必要です。従前は株主総会の特別決議が必要とされていましたが、2015 年改正会社法により普通決議で足りることになりました。

また、取締役会決議においては、関連当事者の名称、取引価格等の重要な契約条件等を事前に開示しなければなりません。また、株主総会招集通知に関連当事者の名称等を、株主に対する取締役会報告書に取引の正当事由等を、それぞれ明記するといった義務も課されています。

² The Companies (Amendment) Act, 2015, No.21 of 2015. 当該事項については 2015 年 5 月 29 日に施行済み。

³ 2015 年 8 月 14 日付企業省告示による改正後の会社法取締役会及びその権限に関する施行規則による。

2. 取締役会権限の拡大

従来、①事業の(実質的)全部の譲渡、②払込資本金及び自由準備金の合計額を超える借入れ、③債務者である取締役に対する支払い等に関しては、株主総会の特別決議事項とされてきましたが(180条)、本告示は非公開会社に関して規制を緩和し、取締役会決議で足りるものとなりました。

3. 株主総会運営の柔軟化

2013年会社法においては、株主総会における決議は、挙手によるものとされ、その場合、株主の頭数により多数決を採ることが原則とされています(107条)。この点、挙手に代えて投票を実施し議決権割合に応じた多数決による採決の方法を採用することも可能でしたが、そのためには投票による決議を都度株主から会社に対して請求する必要があるという解釈が一般的でした。本告示は、1956年会社法時代の規制に戻す形で規制を合理化し、非公開会社に関しては、定款において別途の規定を置くことを認め、これにより一般的に議決権割合に応じた投票制を採用することが可能になりました。

また、株主総会招集には、95%以上の株主の書面等による同意がない限り、21日以前の通知発送が必要とされていたところ(101条)、非公開会社については、定款でより短い期間の設定をすることも可能になりました。

4. マネージング・ディレクター等の居住要件

本告示は、非公開会社のマネージング・ディレクター、常勤取締役(Whole-time director)及びマネージャーについては、2013年会社法の197条及びSchedule Vが規定する選任条件等の適用がないことを示しました。これにより、非公開会社のマネージング・ディレクター等に関しては、「選任日の直前連続12ヶ月間インドに居住していること」との条件は課されなくなりました。もっとも、非公開会社を含め、最低1名の居住取締役を置く義務は引き続き課されているため、取締役のうち一人は、前暦年において合計182日以上インドに滞在していることが必要です(149条3項)⁴。



【ラジャスタン州アンベール城内の蛇使い】

⁴ 居住取締役の要件に関しては、アジアニューズレター2014年7月号「インド法令 Update - 株式譲渡・発行価格規制と新会社法に関する告示等の最新重要ポイント」をご参照下さい。

(http://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_201407_asia.pdf)



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

k_kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 6 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n_kuwagata@jurists.co.jp

2004 年弁護士登録。2014 年デリーに出向。インド案件では近時、コンプライアンス、M&A、各種契約アドバイス、紛争対応などの案件に注力。



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t2_suzuki@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012 年 5 月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向(2012 年 11 月までムンバイオフィス、同年 12 月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所にて勤務。

Ⅱ. インドネシアルピア使用義務の例外

執筆者: 吉本祐介、Miriam Andreta

インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行は、本年 3 月 31 日にインドネシアルピア(以下「ルピア」といいます。)の使用を強制する規則(17/3/PBI/2015、以下「本規則」といいます。)を制定しました。ルピアの使用については、2011 年に通貨法が制定されていましたが、通貨法は現金取引だけに適用され、銀行振込などには適用されないと一般的に解釈され、実際に銀行振込みではルピア以外の通貨が使用されていました。しかしながら、本規則は、現金取引に限らず、銀行振込を含むインドネシア国内の全ての取引についてルピアの使用義務が適用されることを明確にしています。本規則は、現金取引以外の取引についても本年 7 月 1 日から適用され、違反した場合には取引金額の 1%(最高 10 億ルピア)の罰金が科される可能性があります。

もっとも、ルピアは、近時米国ドルに対する価値が下落傾向にあり、またルピア建ての借入は米国ドル建てよりも金利が大幅に高くなります。さらに、ルピアの為替リスクをヘッジする方法は限られていることから、ルピアを使用せず、米国ドル建てで取引するニーズは根強いです。そのため、本ニュースレターでは、ルピア使用義務の例外について説明することとします。

本規則では、以下の取引がルピア使用義務の例外とされています。

- ① 国家予算の実施に関する取引
- ② 海外との間の贈与
- ③ 国際取引
- ④ 外貨預金
- ⑤ 国際金融取引
- ⑥ 銀行による外国為替取引
- ⑦ 政府が発行する証券に関する取引
- ⑧ 法令に従って外国通貨で行われる取引
- ⑨ 両替
- ⑩ 法令に従った外国紙幣の持込み及び持出し
- ⑪ インフラプロジェクトに関する取引
- ⑫ 2015 年 7 月 1 日までに締結された契約に基づく取引
- ⑬ インドネシア銀行により適用除外と認められた取引



【ジャカルタのビジネス区域】

ルピア使用義務の例外についての関心が高いことから、インドネシア銀行は、本年 6 月に説明会を開催し、上記の例外についての説明を加えています。

例えば、上記⑧の法令に従って外国通貨で行われる取引には、投資法に従った外資会社(PMA)の株式の譲渡が含まれる、すなわちインドネシア企業間で外資会社の株式を売買する場合であっても、米国ドル建てで取引することができることが明確にされています。

他方、上記⑫の 2015 年 7 月 1 日までに締結された契約に基づく取引については、インドネシア銀行は、全ての取引をルピア使用義務の例外としているわけではなく、価格などの取引条件まで 2015 年 7 月 1 日までに締結された契約で定められていることを要求しています。このような条件まで基本契約で定められている場合には、基本契約に基づく個別契約においてルピア以外の通貨を使用することができます。

また、インドネシア銀行は、上記⑬の適用除外については、現時点では特定種類の取引を一般的に適用除外とは認めておらず、ケース・バイ・ケースでルピア使用義務の適用除外を認めるか決めるとしており、実際に個別事案においてルピア使用義務の適用延期が認められるケースも出始めています。

本規則の施行を受け、インドネシアに現地法人などを保有する企業は、インドネシア国内で米国ドル建てなどの外貨建てで行っている取引について、本規則を遵守しているかを確認し、外貨建決済をルピア建てに変更したり、また必要に応じてインドネシア銀行に適用除外を求めることを検討することが薦められます。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士
y_yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。



ミリアム アンドレータ
Miriam Andreta

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー
m_andreta@jurists.co.jp

インドネシア法弁護士登録。2006年よりジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所勤務。2015年より西村あさひ法律事務所出向。M&A、プロジェクトファイナンスをはじめとしたインドネシア案件に幅広く携わる。

コラム：～シンガポール新会社法(連載第2回):会社の種類～

第1回目のコラムでも触れましたが、昨年10月に国会で可決されたシンガポールの改正会社法の一部が今年の7月1日から施行されました。今回の改正では、会計監査義務が免除される小会社(small company)制度の導入も含まれます。今回からの連載においては、この改正の点も触れつつ、シンガポールの会社法の全体像について解説していきたいと思っております。今回は、シンガポールの会社法によってどのような会社が設立可能か、通常は private company か public company という分類は耳にされるとは思いますが、以下、ほかの形態も含め解説します。

① 有限責任か無限責任か

日本の株式会社のように、シンガポールのほとんどの会社は、会社の債務に対して、その社員の責任が出資額のように一定の範囲に限定される有限責任会社(limited company)の形をとっています。他方、日本の合名会社のように、会社の債務に対してその社員が無限の責任を負う形態もあります。

② 株式か保証か

上記の有限責任会社ほとんどの会社は、株式会社であり、その出資額(又は出資すべき額)に応じて社員である株主の責任が限定されることとなります。他方、シンガポールにおいては、社員が約束した保証額に限定され、会社清算の場合に、社員がこの保証額分まで責任を負うというものもあります。この保証有限責任会社の形態は、慈善、科学、宗教や芸術といった非商業活動をする会社で使用されています。

③ Private か Public か

日本の会社法の非公開会社と公開会社に該当するものが private company と public company になります。private company は、(i)株式を譲渡する権利への制限と、(ii)株主の数が50名を超えないという制限が、定款に記載されているものをいいます。シンガポールに進出する企業が、現地法人を設立する場合には、ほとんどのケースで、この private company が用いられています。他方、public company は、private company ではない会社をいいます(上場会社に限られるわけではなく、上記の保証有限責任会社も public company に含まれます)。会社の株式を取得しようとする者に対する財務支援禁止規制が対象会社が public company である場合にのみ適用され、private company には適用がない(今回の改正による)など、public company のほうが、private company よりもコンプライアンスに関する規制などが厳しくなっています。

④ Exempt Private Company と Small Company

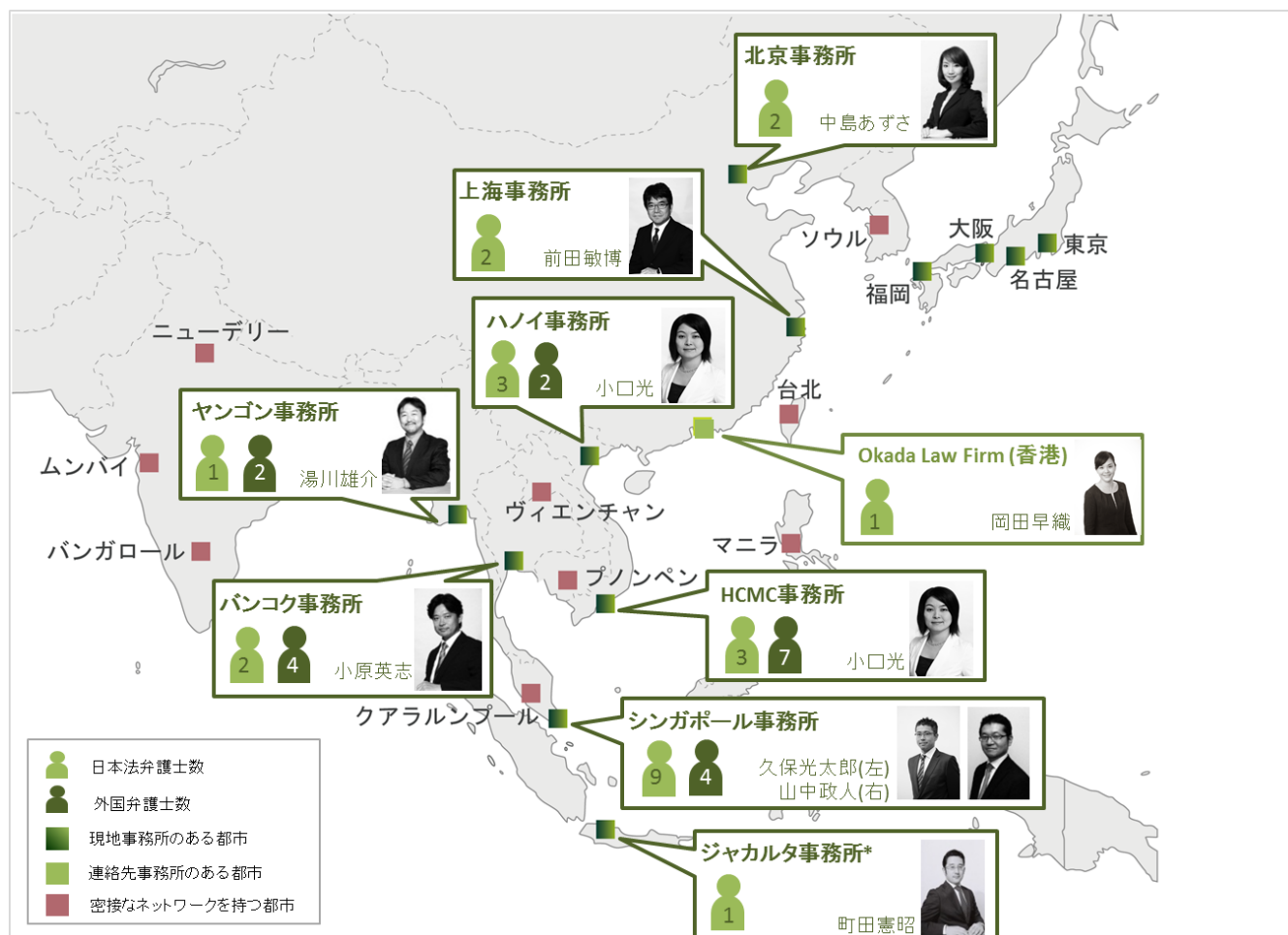
private company のサブカテゴリーとして、exempt private company と small company があります。exempt private company とは、20人以下の非法人株主で構成される private company をいい、会社法改正前は、(i)会計監査義務が免除されたり(改正前会社法 205C 条)、(ii)取締役や取締役の関係会社に対する貸付等の禁止義務が適用除外(会社法 162 条・163 条)とされていました。今回の会社法改正にて、会計監査義務の免除基準が緩和され、新たに設けられたのが small company((i)年間売上高が1,000万シンガポールドル以下、(ii)純資産が1,000万シンガポールドル以下、又は(iii)従業員数が50人以下、という要件のうち2つを充足する会社)であり、exempt private company には該当しなくても small company に該当すれば、会計監査義務が免除され、監査人(auditor)を置かずともよくなります(会社法 205C 条)。small company の導入により、規模の大きくないシンガポール法人を設置する際にコストを抑えるための選択肢が増えたといえます。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

[山中 政人](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info@juristoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@juristoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎
廣澤太郎
グエン・ティ・タン・フォン
ブイ・ヴァン・クワン

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀、平松哲
ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック
チョン・フク・グー、マイ・ティ・ゴック・アン
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン
マリア・グレンダ・ラミレス

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)
佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、仮屋真人、煎田勇二、眞築城大介、吉本智郎
イカング・ダーヤント(インドネシア法弁護士)、シャロン・リム(マレーシア法弁護士)
ディーパク・シンマー(インド法弁護士)、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@juristoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン
スエー・イエ・ミン・ミヤツ

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。